

高砂市ひとり親家庭等普通免許等取得費助成事業実施要綱

1 目的

この要綱は、ひとり親家庭等の母若しくは父又は養育者が、就職の際に有利である普通免許等を取得するのに要した費用の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の自立の促進を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) この要綱において「児童」とは、零歳から18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者及び20歳未満の者で心身に障害（特別児童扶養手当が受給できる程度の障害をいう。）のあるものをいう。
- (2) この要綱において「ひとり親家庭等」とは、次のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。
 - ア 父母が婚姻を解消した児童
 - イ 父又は母が死亡した児童
 - ウ 父又は母が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令405号）で定める程度の障害の状態にある児童
 - エ 父母又は父若しくは母から1年以上遺棄されている児童
 - オ 父母又は父若しくは母の生死が1年以上明らかでない児童
 - カ 婚姻によらないで生まれた児童
- (3) この要綱において「養育者」とは、次のいずれかに該当する児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。
 - ア 父母が死亡した児童
 - イ 父又は母が監護しない前号アからカまでのいずれかに掲げる児童

3 対象者

本事業の支給対象者は、高砂市に住所を有するひとり親家庭等の母若しくは父又は養育者であって、次に掲げる助成要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者又は同様の所得水準にある者であること。
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「指定自動車教習所」という。）において技能を習得し、免許を新規に取得した者であること。
- (3) 免許の取得に要した経費を自らの負担で指定自動車教習所に支払った者であること。
- (4) 助成を受けようとする者の就業経験、技能又は資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、当該免許を取得することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

4 対象となる免許の種類

道路交通法第84条第3項及び第4項に規定されている免許のうち、次に掲げる免許とする。

- (1) 大型自動車免許
- (2) 中型自動車免許
- (3) 普通自動車免許
- (4) 大型特殊自動車免許
- (5) 牽引免許
- (6) 大型自動車第二種免許
- (7) 中型自動車第二種免許
- (8) 普通自動車第二種免許
- (9) その他、適職に就くために必要な免許

5 助成額

助成金の額は、指定自動車教習所において、前項各号に掲げる免許の教習を習得するのに要した費用の100分の40に相当する額とする。ただし、その額が10万円を超える場合は、10万円を限度とする。

6 事前相談の実施

助成要件の審査に際しては、事前に受講を希望する支給対象者からの相談に応じるとともに、助成希望者の事前把握に努めるものとする。

7 年間支給総額

年間の支給総額は、予算の範囲内とする。

8 対象教習の指定、支給要件の審査等に関する手続

- (1) 自動車教習を受けようとする者は、自らが受講しようとする教習について教習開始前にあらかじめ、高砂市ひとり親家庭等普通免許等取得費助成事業対象教習指定申請書（様式第1号。以下「教習指定申請書」という。）を提出し、対象とする教習の指定を受けなければならない。
- (2) 市長は、教習指定申請書を受理したときは、助成要件の審査を行い、速やかに、対象教習の指定の可否の決定をするものとする。
- (3) 対象とする教習の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする教習が当該申請者が就職する観点から適当であるかも含め審査を行うものとする。この場合においては、必要に応じて対象教習の変更を助言する等の確な支援を行うものとする。
- (4) 市長は、第2号の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。この場合において、適当と認めたときは高砂市ひとり親家庭等普通免許等取得費助成事業対象教習指定通知書（様式第2号。以下「教習指定通知」という。）を、適当でないとき高砂市ひとり親家庭等普通免許等取得費助成事業対象教習指定却下通知（以下「教習指定却下通知」という。）を当該申請者に送付するものとする。
- (5) 教習指定申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- ア 当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し
- イ 当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。)又は当該申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額等についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書

(6) 受給要件の審査に係る留意事項

過去に助成金を受給している者については、原則として、助成金を支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認するものとする。

9 助成金の申請

助成金の申請は、免許を取得した日から1箇月以内に、高砂市ひとり親家庭等普通免許等取得費助成申請書(様式第3号。以下「助成申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 運転免許証の写し
- (2) 自動車運転技能教習修了証明書
- (3) 受講者本人が支払った経費について発行した領収書

10 助成の決定及び却下

市長は、前項の助成申請書を受理したときは、速やかに必要事項を調査し、助成金を交付することが適当と認めるときは高砂市ひとり親家庭等普通免許等取得費助成決定通知書(以下「決定通知書」という。)を、助成することが適当でないとき高砂市ひとり親家庭等普通免許等所得助成却下通知書(以下「却下通知」という。)を申請者に送付するものとする。

11 助成金の請求及び支給

- (1) 前項の決定通知書の交付を受けた者は、交付を受けた日から1箇月以内に、高砂市ひとり親家庭等普通免許等取得費助成金請求書(以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、前項の請求書を受理したときは、助成金を支給するものとする。

12 助成金の返還

市長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による助成金の支給を受けた者があると認めるときは、その者に対し、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行する。